

副本

平成21年(ワ)第2869号 損害賠償等請求事件

原告 長岩 均

選定者 山崎康彦 ほか24名

被告 国

準備書面(1)

平成21年7月15日

東京地方裁判所民事第24部合議C係 御中

被告指定代理人

磯	村	建	
梶	山	大	輔 
水	廣	佳	典  代
石	川	真由美	 代
堤		進	也  代
石	垣	友	明  代
高	澤	令	則  代
長	野	将	光  代
亀	田	政	之  代

平	川	和	三	 代
松	下	陽	子	 代
上	中	孝	文	 代
迫	野	文	成	 代
久保村			真	 代
石	橋	拓	也	 代
根	本	優	樹	 代
洲	桃	紗	矢子	 代
津	田		航	 代

本件訴訟の係属中、頭書の選定者が原告を自己のためにも原告となるべき者として選定し、また、原告が2009年（平成21年）7月2日付け「請求の追加申立書」をもって請求の趣旨第4項の請求を変更したので、被告は、上記選定及び訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁等を行う。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第1項ないし第3項の請求に係る部分をいずれも却下する。
- 2 請求の趣旨第4項の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。
- 4 損害賠償請求につき仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 本案前の答弁の理由

本案前の答弁の理由については、答弁書の第2（3ないし9ページ）記載のとおりである。

第3 請求の趣旨第4項の請求に対する本案の答弁の理由

請求の趣旨第4項の請求に対する本案の答弁の理由については、答弁書の第3（9ないし11ページ）記載のとおりである。

第4 結論

以上のとおり、本件各無効確認の訴え及び本件差止めの訴えは、いずれも不適法である。

また、本件損害賠償請求は、主張自体失当である。

したがって、本件に関しては証拠調べの必要性は全くないから、速やかに、上記の請求の趣旨に対する答弁のとりの判決がされることを求める。